

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 市民が主役の地域情報化推進協議会・  
電子地方政府構想委員会

担当窓口：理事・事務局長 小島謙二

住所 港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー16階

電話番号 03-5403-4678

(※団体の場合は担当者名もご記入ください)

### ●該当箇所：P 5 (6) 実現すべき社会

「国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように」と理念を明確に謳っていることを高く評価する。しかし、所得把握に関しては確定申告書、法定調書などは情報連携せずに情報を送るといった具体的な姿が見えるものの、総合合算制度などは具体的な姿が見えず、理念と具体的内容に相違を感じる。

### ●該当箇所：P 8 ③ 医療情報の活用

「保険者が保有するレセプト情報を医療機関等が「番号」を基に確認できるようにすれば、継続的、効果的な医療支援を行うことができる。」とあるが、災害時には特別法を設定し、レセプト情報だけでなく診療情報なども活用すべきと考える。

### ●該当箇所：P 13 (2) 情報連携

「他の機関が有するデータベースのうち特定の情報を必要とする際に、本人を一意に特定する何らかの識別子を介して新たな情報を取得することとなる。」としているが、どの範囲でどのような内容で利用されるのか、また誰がどのような責任で運用するのか、国民に不安を与えないためにも具体的にすべきと考える。

### ●該当箇所：P 21 (2) 地方公共団体等との連携

地方公共団体等との連携にあたっては、「国・地方公共団体等が相互に意見交換を行う場を設けるなど」と記述されているが、番号制度における具体的な国と地方の業務範囲、適用範囲、業務プロセス、国と地方の責任範囲、費用対コスト等を明確にするため、実務者等が入った国と地方の協議の場を早急に設置すべきであると考え。(検証の必要性)

### ●該当箇所：P 23 (4) 今後のスケジュール オ

「平成30年(2018年)を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する」となっているが、将来的な利用範囲の拡大とその実現に向けた工程表を国民に示すべきと考える。

●該当箇所：P 4 4 4. 情報連携基盤の運営機関

情報連携基盤の権限、法的位置づけ、運営機関および所管省庁などを明確にして、国民に示すべき。

●該当箇所：P 4 6 交付等（10）

国民負担と費用対効果を考慮し、可能な限り既存の住基カードを活用できる工夫をすべと考える。また、ICカードの有効期間は住基カードと合わせて10年（ただし子ども有効期間は別途検討）とすべきである。

●該当箇所：P 4 8 第三者機関

第三者機関は国民の不安を払拭するためにも、行政機関からの独立した組織とすべく法的位置づけを明確にする。三条委員会など独立性の強い組織が望ましい。

●該当箇所：P 5 5 第4 情報の機微性に応じた特段の措置

医療情報については「特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する」ことになっているが、災害時にレセプト情報だけしか使えないという状況は現場に混乱をきたしかねない。医療情報は医療の質を向上させるために非常に有効な情報であり、十分なセキュリティを確保した上で、災害時でも通常時にも有効利用できるような仕組みを検討していただきたい。